

施工時期等の平準化の取組みについて（報告）

1 現状等

- (1) 地域の建設業者の疲弊や下請け業者や技能労働者等へのしわ寄せ、現場労働者等の賃金の低下をはじめとする就労環境の悪化に伴う若手入職者の減少、さらに建設生産を支える技術・技能の継承が困難となっているという深刻な問題が発生しており、将来にわたる公共工事の品質の確保とその担い手の中長期的な育成及び確保に関する懸念が顕著となっている。
- (2) 防災・減災、社会資本の適切な維持管理などの重要性が増す中、地域において、災害対応を含む地域の維持管理を担う建設業者が不足し、地域の安全・安心の維持に支障が生じる恐れがあることへの懸念が指摘されている。
- (3) 工事の稼働量について、第1四半期（4月～6月）に稼働量が少なく、下半期（10月～3月）に集中するなど、時期的な格差が生じており、建設業者の経営の効率化及び安定化、公共工事の品質確保を図る上で、年間を通じて一定の工事稼働量を確保することが必要となっている。

2 背景

- (1) 公共工事の品質の確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針の一部改正（閣議決定）、公共工事の品質確保に関する法律の一部改正、発注関係事務の運用に関する指針などにおいて、現在および将来の公共工事の品質とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、債務負担行為の積極的な活用などにより発注・施工時期等の平準化に努めることとされた。

3 理由

施工時期等の平準化に向けた取組みについて、国土交通省から、平成27年4月24日付け事務連絡、平成28年2月17日付けで通知等があったことを受け、工事発注の平準化は、地域の担い手となる建設業者の経営の効率化及び安定化、品質の確保を図る上で重要であると考えられることから、平準化に向けた取組みを行うこととした。

4 期待される効果

- (1) 発注者

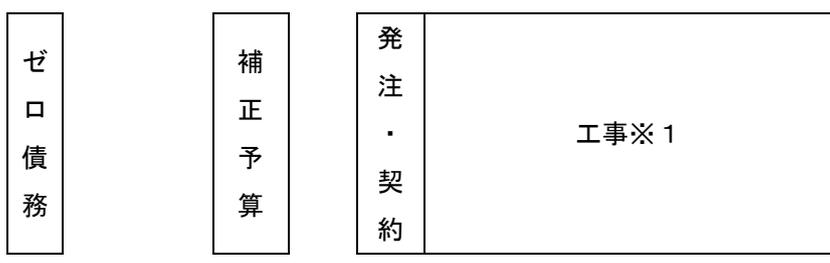
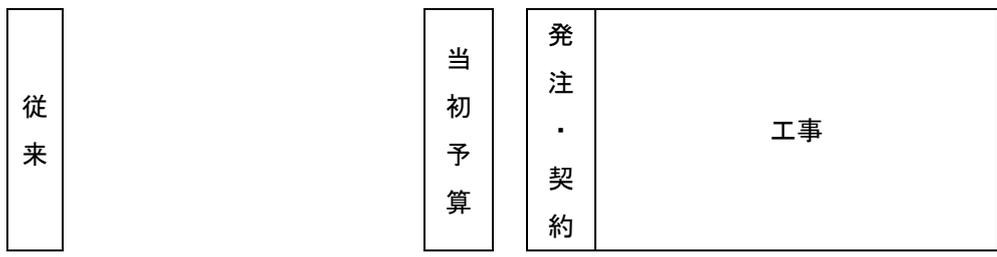
- ① 人材・資材の効率的な活用の促進による入札不調・不落への対策
 - ② 中長期的な公共工事の担い手確保対策
 - ③ 発注事務作業が一時期に集中することを回避
- (2) 受注者
- ① 人材・資機材の実働日数の向上等による建設業の企業経営の健全化
 - ② 労働者（技術者・技能者）の処遇改善
 - ③ 稼働率向上による建設業の機械保有等の促進（災害時の即応能力も向上）

5 取組み概要

(1) 債務負担行為の活用…ゼロ債務負担行為の設定

ゼロ債務負担行為設定による工事のイメージ

現年度						翌年度								
第3四半期			第4四半期			第1四半期			第2四半期			第3四半期		
10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月

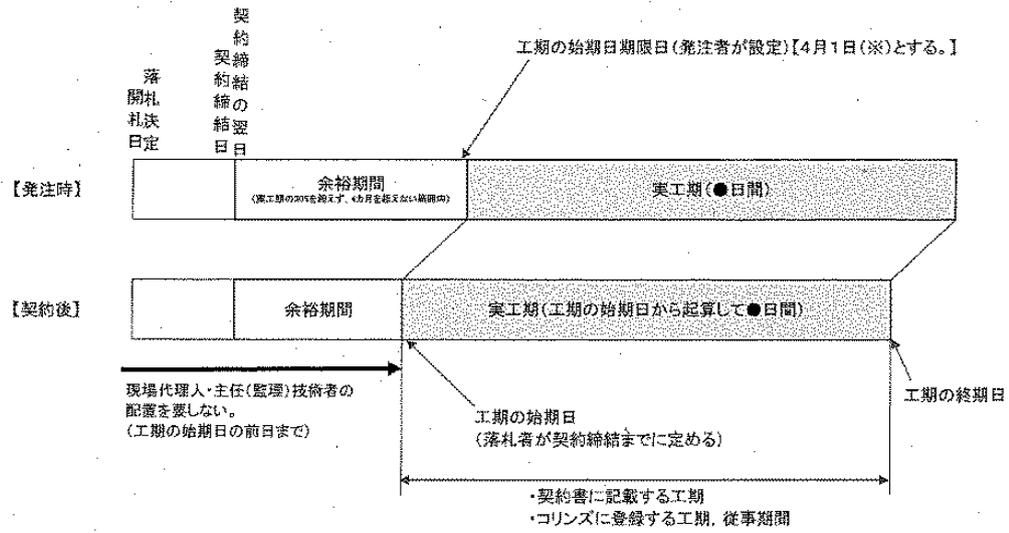


※工期6月の場合

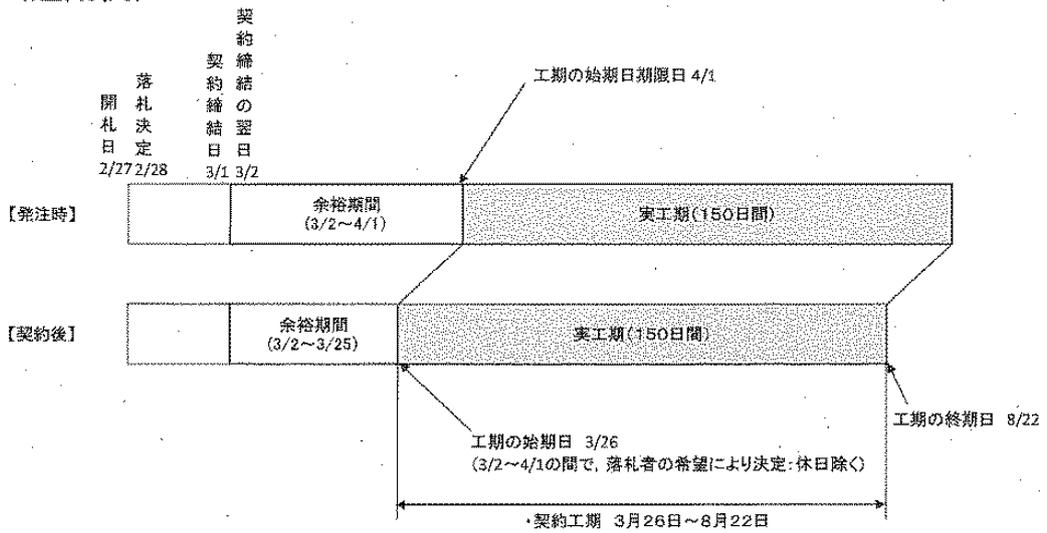
※1…余裕期間制度活用

(2) 柔軟な工期の設定…余裕期間制度の適用

- ・ゼロ債務負担設定工事を対象
- ・発注者が示した工期の始期日（4/1）までの間に落札者が工期の始期日を設定できる「任意着手方式」を採用。



(適用例)



6 施行時期

令和元年10月31日